

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-⑩)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局		作成責任者名	大臣官房参事官(保障制度) 中山 泰宏		
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約60万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						施策目標の評価結果		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	令和3年8月
業績指標		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
				27年度	28年度	29年度	30年度		元年度					
66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (①訪問支援の実施割合((i)全体、(ii)新規認定者))	(i)60.6% (ii)86.5%	平成27年度	(i)60.6% (ii)86.5%	(i)66.3% (ii)88.4%	(i)69.4% (ii)100%	(i)70.7% (ii)100%	(i)73.0% (ii)87.7%	(i)65% (ii)100%	毎年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、1年間に介護料受給資格者の6割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、当面の目標として、令和3年度まで毎年度に、介護料受給者の65%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。 ・また、これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者に対して100%とすることを旨とする。			
66	自動車事故による重度後遺障害者に対するケアの充実 (②短期入所を受け入れる施設の全国カバー率)	12.8%	平成25年度	76.6%	87.2%	97.9%	100.0%	100.0%	100%	令和2年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的被害が大きく発生しているところであり、在宅の重度後遺障害者の安定的な療養生活の維持や介護者の肉体的・精神的な負担の軽減を図る必要があるため。 ・目標値については、平成25年度より事業として開始した在宅の重度後遺障害者の短期入所を受け入れる協力施設の全国カバー率を令和2年度までに100%とすることを目標値として設定。			
達成手段 (開始年度)		R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
			29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)									
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払 (昭和30年度)	187	2,177 (1,187)	1,833 (1,037)	1,650 (964)	1,398	ひき逃げや無保険車による事故のために自賠責保険の救済が受けられない被害者について、国からの迅速かつ適切な救済を実現する。				-	短縮する書類審査期間:0日 書類審査期間:17日		
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行 (昭和42年度)	188	570 (558)	570 (568)	571 (569)	571	自動車事故に係る損害賠償問題等について、公正で中立な弁護士による相談等を受けられる環境の整備を図り、自動車事故被害者の救済を図る。				-	自動車事故に係る損害賠償に関する相談件数:38,561件 示談あつ旋件数:2,110件 示談あつ旋成立率:84%		
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援 (昭和55年度)	189	20 (15)	22 (16)	20 (16)	24	自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備し、自動車事故被害者の救済を図る。				-	情報誌送付箇所数:4,044箇所 新規加入者数:40人		
(4)	自動車事故による被害者対策の充実 (昭和42年度)	190	3,626 (3,401)	3,820 (3,480)	4,469 (4,169)	4,407	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者家族の負担軽減のための支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。				66	介護料延べ受給者数:18,551人 補助対象医療機関数:1病院 補助対象医療機関数及び障害者支援施設数:38病院等 補助対象障害者支援施設数等:25施設等 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4点 救急医療機器設置件数:1件 短期入院(入所)受入れのための体制の整備・強化実施件数:38件		
(5)	自動車運送事業の安全総合対策事業(事故防止対策支援推進事業) (平成19年度)	191	1,140 (1,120)	947 (903)	990 (960)	874	事業用自動車総合安全プラン2020において掲げた、2020年までに死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下等の目標の達成に向けて、事故そのものの低減を目指した予防安全装置の取り付けや、先進技術を駆使した運行管理の高度化、運転手に対する過労運転防止のための先進的な取り組み及び事業者の安全意識を高めるための補助を行う。				-	補助金交付件数:3,014件 事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件		

(6) 独立行政法人自動車事故対策機構運営費交付金 (平成15年度)	192	6,843	7,180	7,317	7,350	【被害者援護業務】 ・自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に適切な治療・看護等を行う療護施設(療護センター及び療護施設機能委託病床)の設置・運営 ・介護料受給者宅を訪問し、介護料受給資格者やその家族等の介護に関する相談や各種情報の提供等 ・交通遺児等に対する育成資金の貸付け等 【安全指導業務等】 ・運行管理者等に対する指導講習 ・運転者に対する適性診断 【自動車アセスメント情報提供業務】 ・自動車の安全性能に関する評価の実施及びその公表	66	貸付利用者数:74人 受入患者数(各年度未入院者数):239人 介護料延べ受給者数:18,551人 指導講習受講者数及び適性診断受診者数:601,110人 自動車アセスメント等試験実施車種数:12車種
		(6,843)	(7,180)	(7,317)	交通遺児等への生活資金の貸付に係る債権回収率:90% 療護施設における脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数):24人 重度後遺障害者の家族に対する5段階評価のアンケート調査:4.4点 インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合:50% 自動車アセスメント評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率:80%			
		76	138	147	140			自動車事故による遷延性意識障害者(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)を受け入れ、適切な治療・看護等を行う療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故被害者の支援を図る。
(7) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費 (平成15年度)	193	59	67	64	57	事業用自動車の社会的影響の大きい重大事故について、その原因分析の深化を図り、事故の要因や事故に至った背景等について必要な情報を収集するなど、より高度かつ複合的な調査分析の実現を図るとともに、より客観性、実効性のある再発防止対策の提言を行うことを目的とする。	-	事業用自動車の重大事故の事故要因の調査分析と再発防止策の提言:9件
(8) 事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化 (平成26年度)	194	(59)	(66)	(63)	事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数:235人 事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数:23,100件			
施策の予算額・執行額		14,532 (13,271)	15,234 (14,023)	16,851	15,212	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	
備考								